

平成30年度
中小企業における
危機管理対策促進事業

(サイバーセキュリティ対策促進助成金)
—標的型メール訓練—

募集要項

平成30年9月 Ver.2



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

目 次

1 助成金の交付の目的	1
2 事業内容	1
3 助成対象事業者	1
4 助成対象外となる事業者	3
5 助成対象事業	4
6 助成金の額	4
7 助成事業の流れ	4
8 助成対象経費	5
9 申請書類	5
10 申請方法	6
11 申請にあたっての注意事項	7
12 審査	7
13 交付決定	8
14 その他	8
15 よくある質問	9
業種の分類について	10

Ver.2の変更点

よくある質問の Q 4 を削除しました。

1 助成金の交付の目的

サイバーセキュリティ対策促進助成金は、中小企業者等が自社の企業秘密や個人情報等を保護する観点から構築したサイバーセキュリティ対策を実施するための設備等の導入を支援し、もって、東京都内の中小企業の振興に資することを目的としています。その一環として、標的型メール訓練を助成の対象としています。

2 事業内容

中小企業者等が、サイバーセキュリティ対策のために実施する標的型メール訓練にかかる経費の一部を助成します。

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 助成対象期間 | 交付決定日～平成31年2月28日（木） |
| (2) 助成限度額 | 50万円（下限10万円） |
| (3) 助成率 | 助成対象経費の1/2以内 |

3 助成対象事業者

この助成金の助成対象事業者は、以下の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 中小企業者^{※1}又は中小企業団体^{※2}のうち、法人にあっては東京都内に登記簿上の本店又は支店を有するもの、個人にあっては東京都内で開業届又は青色申告をしている者
- (2) 東京都内で申請時まで1年以上事業を継続している者^{※3}
- (3) 過去にこの助成金の交付を受けていない者

※1「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、次に掲げる「大企業が実質的に経営に参画していない者」をいいます。

- ① 発行済株式総数又は出資価額の総額2分の1以上を同一の大企業が所有または出資していないこと。
- ② 発行済株式総数又は出資価額の総額3分の2以上を大企業が所有または出資していないこと。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占有していないこと。
- ④ 上記①から③に該当しない場合でも、実質的に大企業が経営に参画・支配していないこと。

※2「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第158号）第3条に基づく法人等のうち、事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合で、3者以上の組合員を有し、その組合員が一つの敷地内又は建物内において業務を行

なっている団体をいう。

※³「事業を継続している者」とは、単に登記や建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が実質的に行われていることを指します。ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

※中小企業基本法の業種分類定義の資本金の額・従業員の数概ね下記のとおりですが、一部例外がありますので、P 13 の「業種の分類について」でご確認下さい。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業・建設業・運輸業等	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

業種に関しては、複数の経済活動を行っている場合、主要な活動（利益や売上高などの最も大きいもの）に該当するものをいいます。

4 助成対象外となる事業者

以下のいずれかに該当する場合は助成の対象外となります。

- (1) 事業税その他租税の未申告又は滞納がある者
- (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (3) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っている者
- (4) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等から助成を受けた者で、「状況報告書」等が未提出である者
- (5) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等から助成事業の交付決定の取消し等を受けた者、又は法令違反等不正の事故を起した者
- (6) 民事再生法、会社再生法、破産法に基づく申立手続中（再生計画等認可後は除く）、または私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- (7) 会社法第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者
- (8) 自己又は自社の役員等が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日条例第 54 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者
- (9) 風俗関連業、金融業、貸金業、農林水産業、社会福祉事業及び医療業を営んでいる者
- (10) 特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治・経済団体
- (11) 東京都及び公社が公的資金の助成先として社会通念上適性を欠くと判断する者

5 助成対象事業

助成金の対象となる事業は、助成対象事業者が、サイバーセキュリティ対策のために実施する標的型メール訓練です。

- (1) 訓練メールの送付及び訓練の結果を踏まえた役員・従業員向けの教育に要する費用を含みます。
- (2) 最大アカウント数は役員数と従業員数の合計数と同じです。
- (3) 標的型メール訓練の仕様等

① 実施業者の要件

- (ア) プライバシーマークまたはISO27001を取得していること
- (イ) 対象メールアドレスの受領について、情報漏えい防止のため通信が暗号化されかつ認証が必要なセキュリティの担保された国内に設置されているネットワークストレージ（一般財団法人マルチメディア振興センターが認定するASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度又はこれに準ずる安全性を有しているものに限る）上で行えること。

② 最低限必要な内容

- (ア) 開封結果等を集計すること
- (イ) 種明かしメールを送信すること
- (ウ) 訓練を受けた社員向けのアンケートを実施すること
- (エ) 実施結果の報告書を提出すること（助成金の請求に必要）

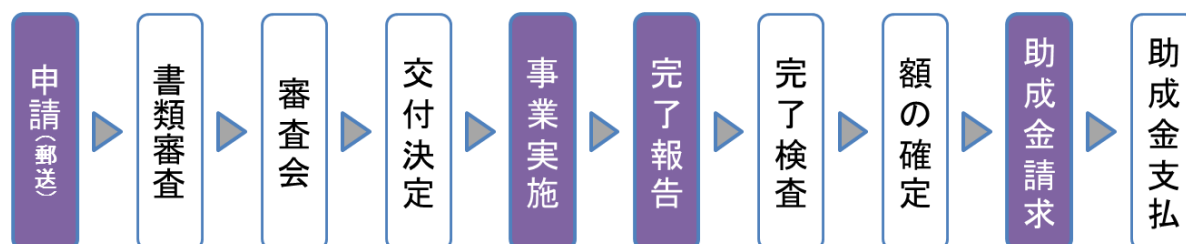
6 助成金の額

助成金は、次に掲げる額を、予算の範囲内で交付します。

なお、助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

- 助成率 助成対象経費の1／2以内
- 助成限度額 50万円（10万円を下限とします。）

7 助成事業の流れ



※ 色付きの部分は申請者が行う手続きになります。

※ 申請後、必要に応じ現地調査を行う場合があります。

8 助成対象経費

標的型メール訓練にかかる費用を助成対象経費とします。

助成対象経費に係る見積書（写し）に併せて経費内訳（単価、規模等）がわかる見積書・仕様書を提出してください。

9 申請書類

助成金の交付申請を行う助成対象事業者は、申請書（公社様式第1号）正副各一通及び次表に記載した書類を提出してください。

書 類	備 考
① 助成対象事業に係る見積書（写し）	※ 同じ仕様による2社以上からの見積書を提出すること。 単価、規模等の積算根拠がわかるもの ※ 申請日に有効期間内であること
② 仕様書	※ 内容・実施スケジュールが明確なこと
③ 履歴事項全部証明書（原本）	※ 発行後3か月以内のもの ※ 個人の場合は開業届出の写し ※ 中小企業団体は定款及び組合員名簿 法人格取得見込みの団体は、全組合員の書類
④ 法人事業税及び法人都民税の納税証明書（原本）	※ 前年度のもの ※ 個人事業者で個人事業税が非課税の場合は、所得税及び住民税の納税証明書
⑤ その他公社が指定する書類	※ 従業員数等の資料をお願いすることがあります。

10 申請方法

(1) 申請方法

- ① 本助成金は郵送または直接持参での申請になります。
- ② 持参の場合は、「予約制」です。持参前に下記申請先までお電話ください。
- ③ FAX、メールでは受付けておりません。
- ④ 申請手続きは、必ず申請者ご本人が行なってください。代理人による申請は受け付けません。
- ⑤ 書類の不備、不足がある場合は受付できません。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、公社ホームページ

(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubijosei/cyber.html>) からダウンロードして作成してください。

(3) 申請受付期間

平成30年7月23日（月）～ 平成30年11月26日（月）

交付決定日等については、申請受付後にご連絡いたします

(4) 申請・問合せ先

101-002

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部 設備支援課 業務係

TEL 03-3251-7889

11 申請にあたっての注意事項

- (1) この助成金は、同一の事由で交付される国、都道府県、区市町村等からの補助金と重複して受けられません。
- (2) 申請時において、法人格を取得する見込みの団体は、その団体の代表企業として助成事業を統括し責任を負う者を定めていただき、その方が申請書の作成および申請手続をしてください。
- (3) 提出していただいた書類は理由の如何に関わらず返却できませんのであらかじめ御了承ください。
- (4) 申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります。
- (5) 助成対象経費の算出にあたっては、十分にご検討をお願いいたします。
- (6) 見積金額や内容が過大とみなされるものについては、申請内容を見直していただきます。
- (7) 申請時又は申請後、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。この場合、公社から提出等の指示があった後、返答がなく1か月を経過した場合は申請取消となる場合があります。
- (8) メール訓練の発注は、当該助成金の交付決定日以降となります。
- (9) 経費の支払いは金融機関を通じた振込のみとします。普通預金・当座預金からの振込のみとし、手形・小切手・為替・現金等での支払いは認められません。

12 審査

- (1) 申請を受理した案件について、公社内での書類審査、経て、審査会に諮ります。
- (2) 審査会では、申請の内容に基づき、外部委員らによる審査を行います。
- (3) 審査会は非公開です。
- (4) 審査内容等のお問い合わせには一切応じられません。
- (5) 審査は、申請資格等の観点から総合的に判断いたします。

13 交付決定

- (1) 審査の結果、助成金の交付を決定した者に対し助成金交付決定通知書にて通知します。また、助成対象外となった者にはその旨通知します。
- (2) 交付決定額は助成金申請額から減額される場合があります。
- (3) 交付決定額は、助成金交付の額の上限を示すものです。
- (4) 交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (5) 申請時において、法人格を取得する見込みであった団体については、交付決定までに法人格を取得している必要があります。

14 その他

助成金の交付を受けるには、交付決定後、前記7 事業の流れに示したように事業の実施、公社への実績報告、完了検査、助成金の請求までの手続きを全て当該期間内に完了していただく必要があります。

余裕をもったスケジュール管理をお願いいたします。

なお、交付決定以後の事務手続などは、別途お知らせいたします。

15 よくある質問

Q1 他の助成金と同じように一定の期間の事業報告の義務はありますか？

A1. この助成金については標的型メール訓練が終了した際に助成金請求のための報告をいただきますが、翌年度以降の報告等の義務はありません。

Q2. 他の助成金と同じように現地での完了検査はありますか？

A2. 基本的に現地検査はありませんが、経営実態等に関して調査する場合があります。

Q3. 都外の事業所の標的型メール訓練に関しても助成の対象となりますか？

A3. 標的型メール訓練そのものに関しては地域の制限はありませんが、終了後の教育に関して、実施業者が都外に講師を派遣する際の費用等は助成の対象になりません。

業種の分類について（総務省 日本標準産業分類より抜粋）

C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業（設備工事業を除く）
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
		410	管理・補助的経済活動を行う事業
		411	映像情報制作・配給業
		412	音声情報制作業
		413	新聞業
		414	出版業
		415	広告制作業
		416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を除く)
I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業

		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業、保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		690	管理・補助的経済活動を行う事業
		691	不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）
		692	貸家業、貸間業
		693	駐車場業
		694	不動産管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業※ただし791旅行業はグループA
		80	娯楽業
O	教育、学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉	84	保険衛生
Q	複合サービス事業	85	社会保険
R	サービス業	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		95	その他のサービス業
		96	外国公務

※申請書において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。

提出いただいた会社案内等を参考にして、受付時等に記入した業種の修正をお願いすることがあります。

判定グループ	資本金及び常用従業員数
グループ①	3億円以下又は300人以下
グループ②	1億円以下又は100人以下
グループ③	5,000万円以下又は100人以下
グループ④	5,000万円以下又は50人以下